

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和元年12月13日

金曜日

号外(4)

目次

規則

○富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	1
-------------------------------	---

規 則

富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年12月13日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第58号

富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

富山県職員等退職手当支給条例施行規則（昭和28年富山県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第22条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第24条第2項中「起算して1箇月以内」を「、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

様式第8号（裏）を次のように改める。

(裏)

退職した職員の注意事項

- 1 ⑯欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載して印を押すこと。
なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。
- 2 この票の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭の上提出すること。ただし、退職後公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から起算して1年以内に再び職員となった場合には、この票を再就職した任命権者に提出すること。
- 3 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から起算して1年間（これを支給期間という。）であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、富山県職員等退職手当支給条例施行規則第24条第2項に定める所定の期限までに公共職業安定所に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間（最大限4年）となること。
任命権者の記載心得
- 1 職員が退職した場合であつて、その職員が失業者の退職手当を受ける資格を有するときは、任命権者はこの票に所定の事項を記載し、正副2通作成し、うち1通に印を押した上退職した職員に交付し、1通（写）を保管しておくこと。
- 2 記載上の注意
 - ①欄には、この票を職員に交付した日を記載すること。
 - ②欄には、退職した職員の氏名を記載すること。
 - ③欄には、退職した職員の性別について男女のいずれかに○印を付けること。
 - ④欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。
 - ⑤欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。
 - ⑥欄には、退職した職員の退職前に引き続いて職員として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。
 - ⑦欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。
 - ⑧欄には、退職した職員の給与形態に応じて(A)欄又は(B)欄の該当箇所に○印を付けること。
 - ⑨欄には、退職した職員の⑥欄から⑦欄までの退職手当の計算の基礎となつた勤続期間及び富山県職員等退職手当支給条例第11条第2項の規定によつて通算される期間の合計期間を記載すること。
 - ⑩欄には、退職した職員を雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者とみなした場合において、同法第37条の2第1項に該当する者は(B)欄に、同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当する者は(C)欄に、その他の者については(A)欄に○印を付けること。
 - ⑪欄には、退職した職員の退職の月前の最後の6月間に支払われた給与の総額を記載し、職員の基本となる給与が月給によつて定められている場合には(A)欄に給与の種類別に6月間の総額を記載し、職員の基本となる給与が日給によつて定められている場合には(B)欄に各月の労働日数及び給与額を記載すること。(B)欄に記載する場合には、退職者の給与が全て日給に応じて支給するものであるときは(i)の欄のみ記載し、退職者の給与が一部は日給、一部は月その他の期間によつて支給するものであるときは(ii)の欄及び(i)の欄にそれぞれ区別して各月の総額を記載すること。
 - ⑫欄には、退職した職員の貸金日額及び算定の方式を記載すること。
 - ⑬欄には、退職した職員の退職時に支払つた一般の退職手当等の額を記載すること。
なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨を記載すること。
 - ⑭欄には、退職した職員の退職時の給料月額（給料が日額で定められている者にあつては、日額）を記載すること。
 - ⑮欄には、退職の主たる事由を1つ選択し、任命権者記載欄の□に○印を記入の上、具体的事情記載欄（任命権者用）に具体的事情を記載すること。
 - ⑯欄には、この票を交付する機関等の所在地、電話番号及び名称を記載すること。
 - ⑰欄には、任命権者の氏名を記載し、その印を押すこと。
 - ⑱欄には、通算される期間（⑨欄に同じ。）、基本手当の日額、所定給付日数及び待期日数その他必要な事項を記載すること。
※印欄には、記載しないこと。

様式第8号(別紙)中

<input type="checkbox"/>		(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>		(3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>		(4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>		(5) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>		(6) 退職勧奨

を

<input type="checkbox"/>		(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>		(3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>		(4) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>		(5) 退職勧奨

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第24条第2項及び様式第8号(裏)の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に退職した者であって、この規則による改正前の富山県職員等退職手当支給条例施行規則(以下「旧規則」という。)第22条第3号に掲げる者に該当するものは、この規則による改正後の富山県職員等退職手当支給条例施行規則(以下「新規則」という。)第22条の条例第11条第1項に規定する知事が定める者とみなす。

- 3 新規則第24条第2項の規定は、新規則第18条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日がこの規則の公布の日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日がこの規則の公布の日前にある者からの申出については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則様式第8号による富山県職員等退職票は、新規則様式第8号による富山県職員等退職票とみなす。
- 5 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(人 事 課)